

青森県報

第二千六百号

平成十八年
三月八日
(水曜日)

目次

告 示

国定公園に関する公園事業の廃止	……………	(自然保護課)	…	一
介護保険法による居宅サービス事業者の指定	……………	(高齢福祉課)	…	一
介護保険法による居宅介護支援事業者の指定	……………	(同)	…	二
飼料の試験の結果の概要	……………	(畜産課)	…	二
家畜伝染病の発生	……………	(同)	…	三
青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程	……………	(農村整備課)	…	三
道路の区域の変更	……………	(道路課)	…	三
道路の供用の開始	……………	(同)	…	四
急傾斜地崩壊危険区域の指定	……………	(河川砂防課)	…	五
右 同	……………	(同)	…	五
急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正	……………	(同)	…	六
右 同	……………	(同)	…	七
都市計画の変更	……………	(都市計画課)	…	七
右 同	……………	(同)	…	七
河川整備計画の案の縦覧	……………	(河川砂防課)	…	八
二級建築士試験及び木造建築士試験の施行	……………	(建築住宅課)	…	八
開発行為に関する工事の完了	……………	(同)	…	九

出先機関

土地改良区の役員の退任

(農林水産部)
事務 所産方 …… 九

選挙管理委員会

衆議院小選挙区選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨の一部訂正

(事務局) …… 一〇

正 誤

平成十八年二月二十四日定例公告中

(経営支援課) …… 一〇

告

示

青森県告示第百六十六号

自然公園法（昭和三十二年法律第百六十一号）第七条第四項の規定により決定した津軽国定公園に係る岩木山弥生スキー場事業（平成六年三月九日青森県告示第百七十三号で公示）を廃止したので、同法第八条第四項において準用する同法第七条第六項の規定により公示する。

なお、廃止した公園事業の位置を示した図面は、青森県環境生活部自然保護課及び弘前市役所に備え置いて一般の縦覧に供する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県告示第百六十七号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定により公示する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	住所	訪問介護	居宅サービスの種類	事業所名称	所在地	指定期月日
社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	弘前市大字宮園二丁目八の一	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会指定訪問介護事業所	野町一の七九	平成 一六・三・一			

青森県告示第百六十八号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十六条第一項の規定により、次のとおり居宅介護支援事業を行う者を指定したので、同法第八十五条第一号の規定により公示する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅介護支援事業者	名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	指定期月日
社会福祉法人弘前市社会福祉協議会	弘前市大字宮園二丁目八の一	社会福祉法人弘前市社会福祉協議会指定居宅介護支援事業所	弘前市大字富野町一の七九	平成 一六・三・一	

青森県告示第百六十九号

飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和二十八年法律第三十五号）第五十六条第一項の規定により平成十八年二月九日収去させた飼料の試験の結果の概要は、次のとおりであるので、同条第七項の規定により公表する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

製造事業場等の名称及び所在地	収去場所	飼料の名称	製造年月	試験結果の概要										違反の内容					
				粗たん白質 %	粗脂肪 %	カルシウム %	リン %	粗繊維 %	粗灰分 %	揮発性窒素 %	水溶性窒素 %	消化率 %	DCP %		TDN %	ME kcal/kg	その他水分 %		
中部飼料株式会社八戸工場 八戸市大字河原木字海岸24の5	同 左	エル中印肉用牛肥育用配合飼料 ビーシーエス	18. 1	12.4	3.9	0.55	0.54	5.4	4.3									14.3	
		エル中印成鶏飼育用配合飼料 レイヤーク17	18. 1	17.1	5.1	4.14	0.55	2.5	12.7									2,870	12.6
		エル中印子豚育成用配合飼料 ハイニックゴールド	17.12	17.3	4.3	0.78	0.43	3.1	4.3				78.2					3,270	14.0
		エル中印ブローラー肥育後期用配合飼料 フロコーラル	17.12	18.5	7.9	0.79	0.55	2.4	4.6									3,250	12.8
		エル中印ブローラー肥育後期用配合飼料 さわやかチキンC	17.12	18.5	9.0	0.98	0.61	2.6	4.8									3,250	12.5

注 試験結果の概要の欄中栄養成分に関する検査にあっては、個別検査項目に分析結果を示し、違反の内容の欄に表示成分量に対する過不足量等を示す。

青森県告示第百七十号

家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）第十三条第一項の規定により家畜伝染病について次のとおり届出があったので、同条第四項の規定により公示する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜、疑似患畜の別	頭数	発生場所又は区域	発生日
ヨネ病	牛	患畜	一	上北郡七戸町	平成 六・三

青森県告示第百七十一号

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程の一部を改正する規程

青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程（昭和四十六年三月青森県告示第百九十八号）の一部を次のように改正する。

第六条を次のように改める。

（補助金の交付方法）

第六条 補助金は、補助事業の完了後交付する。ただし、知事が必要であると認めるときは、概算払により交付することがある。

第九条第四号を削る。

別表第三の第一号(3)中「百万円」を「四百万円」に改める。

附 則

1 この規程は、告示の日から施行する。ただし、第六条の改正規定は、平成十八年四月一日から施行する。

2 改正後の青森県団体営土地改良事業等補助金交付規程第六条の規定は、平成十八年度分の補助金から適用し、平成十七年度分までの補助金については、なお従前の例による。

青森県告示第百七十二号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定により、次のとおり道路の区域を変更したので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年四月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

図面番号	道路の種類	路線名	変更の区間		変更の前後別	敷地の幅員	敷地の延長	備考
1	国 道	四五四号	南津軽郡大鰐町大字長峰字前田ノ沢一五の一三五から 南津軽郡大鰐町大字駒木字駒木平七九の一まで	三戸郡五戸町大字扇田字寺沢四〇の一から 三戸郡五戸町大字扇田字北ノ戻五の一まで	前 二・六・五〇メートルから 後 二・一・五〇メートルまで	一、〇二一・九〇メートル		
			後 三・〇・〇〇メートルから 前 二・七・八〇メートルから	前 二・七・八〇メートルから 後 二・一・五〇メートルまで	前 二・一・五〇メートルから 後 二・七・八〇メートルまで	一、〇二〇・三〇メートル		
							五八六・六〇メートル	

8	7	6	5	4	3	2	
県	県	国	県	県	国	県	
道	道	道	道	道	道	道	
松木平撫牛 子停車場線	福山五所川 原線	一〇二号	平賀門外線	弘前環状線	三三九号	鳥屋部十日 市線	
弘前市大字泉野四丁目一三の一から 弘前市大字泉野四丁目一〇二の三まで	五所川原市大字米田字八ツ橋八の一まで 五所川原市大字米田字八ツ橋二の六から	十和田市大字奥瀬字尻辺山一から 十和田市大字奥瀬字尻辺山一まで	弘前市大字川合字浅田七の一から 弘前市大字川合字浅田一〇の二まで	南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川原田九四の一から 南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川原田九一の一まで	南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松六九の一から 南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松六九の一まで	三戸郡階上町大字鳥屋部字高道添二の一から 三戸郡階上町大字鳥屋部字平一の一まで	三戸郡五戸町大字扇田字寺沢四〇の一から 三戸郡五戸町大字扇田字扇田八九の一まで
後	前	後	前	後	前	後	前
九・五〇〇メートルから 八・〇〇〇メートルまで	八・〇〇〇メートルから 六・〇〇〇メートルまで	一三・六〇〇メートルから 一八・一〇〇メートルまで	一一・五〇〇メートルから 一二・一〇〇メートルまで	四二・五〇〇メートルから 四五・五〇〇メートルまで	八八・五〇〇メートルから 八五・〇〇〇メートルまで	二七・六〇〇メートルから 二七・〇〇〇メートルまで	二七・〇〇〇メートルから 二八・〇〇〇メートルまで
一一九・〇〇メートル	一一九・〇〇メートル	一一二・二〇メートル	一一二・二〇メートル	六〇・〇〇メートル	六〇・〇〇メートル	一二九・一〇メートル	一二九・一〇メートル

青森県告示第百七十三号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のとおり

道路の供用を開始するので、同項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、告示の日から平成十八年四月七日まで青森県県土整備部道路課において一般の縦覧に供する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
国道三三九号	南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松六九のーから南津軽郡藤崎町大字藤崎字四本松六九のーまで	平成一六・三・三
国道四五四号	南津軽郡大鰐町大字長峰字前田ノ沢一・一五のー三・五から南津軽郡大鰐町大字駒木字駒木平七九のーまで	一六・三・八
県道弘前環状線	南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川原田九四のーから南津軽郡田舎館村大字諏訪堂字川原田九一のーまで	"
県道平賀門外線	弘前市大字川合字浅田七のーから弘前市大字川合字浅田一・一〇のー二まで	"
県道福山五所川原線	五所川原市大字米田字八ツ橋二の六から五所川原市大字米田字八ツ橋八のー一まで	"
県道松木平撫牛子停車場線	弘前市大字泉野四丁目一・三のー一から弘前市大字泉野四丁目一・〇のー三まで	"

青森県告示第百七十四号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同條第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び青森県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 幸畑一号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱四号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱四号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	青森市	幸畑	阿部野	一六三のー
二	"	幸畑三丁目	阿部野	六九一のー二
三	"	幸畑二丁目	阿部野	一六一
四	"	幸畑	阿部野	一六三のー

二 今別二号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱六号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱六号を結んだ線に囲まれた区域（漁港施設を除く。）。

この場合において、標柱一号と標柱六号を結んだ線は、漁港施設官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	東津軽郡今別町	今別	今別	一七五
二	"	"	"	一六のー
三	"	"	"	四四のー
四	"	"	"	一七五地先海浜地
五	"	"	"	一七五地先海浜地
六	"	"	"	一七五

青森県告示第百七十五号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三條第一項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定するので、同條第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び十和田県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

泊山七号急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱五号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱五号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱一号と標柱二号を結んだ線は村道泊中央線右側官民地境界線とし、標柱四号と標柱五号を結んだ線は村道泊線右側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	上北郡六ヶ所村	泊	焼山	五三の三 国調筆界未定
二	"	"	"	四三五
三	"	"	"	四二六の一
四	"	"	"	五三の三
五	"	"	"	五三の三

青森県告示第百七十六号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第三条第一項の規定により、昭和五十六年三月十七日青森県告示第百三十一号（急傾斜地崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び八戸県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

第二号を次のように改める。

二 虎渡急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱三十二号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱三十二号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱

三十一号と標柱三十二号を結んだ線は国道四号左側官民地境界線とし、標柱一号と標柱三十二号を結んだ線は町道西山・虎渡線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	三戸郡南部町	虎渡	虎渡 上ノ山	四五の一 六五の一
二	"	"	前平	一六
三	"	"	"	二七の一
四	"	"	"	三の一
五	"	"	"	四二の一
六	"	"	"	四三の一
七	"	"	"	四四の一
八	"	"	"	四四の二
九	"	"	"	四八の一
十	"	"	"	四八の一
十一	"	虎渡	虎渡	一 二の一
十二	"	前平	前平	四八の一
十三	"	"	"	四八の三
十四	"	"	"	五の三
十五	"	"	"	五の三
十六	"	虎渡	虎渡	九六の一 九六の二地先
十七	"	"	"	九四地先
十八	"	"	"	一 六の二地先
十九	"	"	"	一 六の二地先
二十	"	"	"	一 七地先
二十一	"	"	虎渡山	一八の一 一八の二
二十二	"	"	"	一四の一
二十三	"	"	"	一四の一
二十四	"	"	"	一四の一
二十五	"	"	"	一四の一
二十六	"	"	"	一四の一
二十七	"	"	"	一四の一
二十八	"	"	"	一四の一
二十九	"	"	"	一四の一

青森県告示第百七十七号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和四十四年法律第五十七号）第
三条第一項の規定により、昭和四十九年二月二十三日青森県告示第百五号（急傾斜地
崩壊危険区域の指定）の一部を次のとおり改正するので、同条第三項の規定により公
示する。

なお、その関係図面は、青森県土整備部河川砂防課及び十和田県土整備事務所に
備え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

第十八号を次のように改める。

十八 坊ノ塚急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱十一号までを順次結んだ線及
び標柱一号と標柱十一号を結んだ線に囲まれた区域。この場合において、標柱九号
と標柱十号を結んだ線は町道下町一ノ渡線左側官民地境界線とし、標柱一号と標柱
十一号を結んだ線は町道石神裏上川原線左側官民地境界線とし、その他の各標柱を
結ぶ線は直線とする。

標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	字名	地番
一	上北郡野辺地町	坊ノ塚	一の五
二	"	"	一六
三	"	"	六五
四	"	"	一五の二
五	"	"	六三の二
六	"	"	二七の九
七	"	"	三二の二

三十	"	"	六の一
三十一	"	"	六の一
三十二	"	虎渡	三九の三

青森県告示第百七十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、青森都市
計画墓園に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十
一条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県土整備部都市計画課及び青森市都市整備部緑と花
推進課に供え置いて縦覧に供する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図
- 二 計画図
- 三 計画書

青森県告示第百七十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第一項の規定により、六戸都市
計画公園に関する都市計画を変更するので、同条第二項において準用する同法第二十
一条第一項の規定により告示する。

なお、その関係図書は、青森県土整備部都市計画課及び六戸町企画財政課に備え
置いて縦覧に供する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

縦覧に供する図書の名称

- 一 総括図

八	"	"	四八の八
九	"	"	六三の三
十	"	"	一の六六
十一	"	"	三の三

公 告

- 二 計画図
- 三 計画書

河川整備計画の案の縦覧

一 級河川高瀬川水系に関する河川整備計画の案を作成するので、河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十六条の二第四項の規定により次のとおり縦覧に供する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 縦覧に供する書類

- 1 河川整備計画の案に関する書類
- 2 公聴会に関する書類
- 3 懇談会に関する書類

二 縦覧の期間

平成十八年三月八日から同年三月二十二日まで

三 縦覧の場所

青森県土整備部河川砂防課及び十和田県土整備事務所

四 意見書の提出

関係住民は、次により意見書を知事に提出することができる。

- 1 意見書の様式及び記載事項
任意の様式に意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を明確に記載すること。

2 意見書の提出期限

平成十八年三月二十九日

3 意見書の提出先

青森県土整備部河川砂防課

二級建築士試験及び木造建築士試験の施行

平成十八年二級建築士試験及び木造建築士試験を次のとおり施行するので、青森県建築士法施行細則（昭和二十五年十一月青森県規則第百十五号）第十四条の規定により公告する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

一 試験の日時及び場所

1 二級建築士試験

(一) 学科試験

- (1) 日時 平成十八年七月二日（日）午前十時
- (2) 場所 青森市篠田三丁目一六の一
青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図試験

- (1) 日時 平成十八年九月二十四日（日）午前十一時三十分
- (2) 場所 青森市篠田三丁目一六の一
青森県立青森工業高等学校

2 木造建築士試験

(一) 学科試験

- (1) 日時 平成十八年七月二十三日（日）午前十時
- (2) 場所 青森市篠田三丁目一六の一
青森県立青森工業高等学校

(二) 設計製図試験

- (1) 日時 平成十八年十月八日（日）午前十一時三十分

(2) 場所

青森市篠田三丁目一六の一
青森県立青森工業高等学校

二 受験申込手続

1 インターネットによる受験申込み

インターネットによる受験申込みについては、平成十六年以降に二級建築士試験及び木造建築士試験の受験申込みをした者のうち、試験の申込みに必要な個人情報の使用について、あらかじめ承諾している者に限り行うことができる。

(一) 受験申込書受付期間

平成十八年四月一日(土)から同月七日(金)まで

(二) 受験申込方法

財団法人建築技術教育普及センターのホームページ (<http://www.jaenic.jp/>) に おいて、必要な事項を入力し申込みこと。

2 受付場所における受験申込み

(一) 受験申込書受付期間

平成十八年四月十日(月)から同月十四日(金)まで(ただし、八戸市での受付は同月十一日(火)までとする。)

(二) 受験申込書受付場所

(1) 青森市安方二丁目九の一三 青森県建設会館

(2) 八戸市一番町一丁目九の二二 ユートリー

(三) 受験申込書類及び添付書類等

(1) 受験申込書(受験申込前六月以内に撮影した縦五・五センチメートル、横四センチメートルの無帽、無背景、正面上三分身を写した証明写真をちよう付したもの)

(2) 受験資格があることを証明する学校卒業証明書、検定合格証明書、その他

実務経験についての証明書

(3) 受験申込用紙の請求先

社団法人青森県建築士会・建築士会各支部へ請求すること

三 合格発表

1 学科試験

平成十八年九月五日頃

2 設計製図試験

平成十八年十二月七日頃

四 その他

試験に関する問い合わせについては、社団法人青森県建築士会(電話〇一七七三 二八七八)に電話すること。

なお、試験実施に関する事務は、建築士法第十五条の十七第一項の都道府県指定試験機関である財団法人建築技術教育普及センターに行わせる。

開発行為に関する工事の完了

次のとおり開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により公告する。

平成十八年三月八日

青森県知事 三 村 申 吾

開発区域(工区)に含まれる 地域の名称	開発許可を受けた者の住所 及び氏名(名称)
上北郡下田町緑ヶ丘一丁目五〇の二一 〇一から五〇の二一〇八、五〇〇の二〇 七二、五〇〇の二〇七三及び五〇〇の二〇 七九	むつ市小川町二丁目四の八 前田商事株式会社

出 先 機 関

土地改良区の役員 の 退 任

土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定により、目屋土地改良区から、次のとおり役員 の 退 任 の 届 出 が あ っ た の で、同 条 第 十 七 項 の 規 定 により公告する。

平成十八年三月八日

中南方農林水産事務所長 喜 多 山 秀 美

役員 の 区 別	氏 名	住 所	退任の年月日
理事	折戸嘉七郎	中津軽郡西目屋村大字田代字神田二七 九の四	平成六・二・二四

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第二十九号

平成十七年十一月二十五日青森県選挙管理委員会告示第七十六号（衆議院小選挙区
選出議員選挙における選挙運動費用収支報告書の要旨）の一部を次のように訂正する。

平成十八年三月八日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨の平成17年9月11日執行衆議院小
選挙区選出議員選挙（青森県第4区）の候補者氏名津島恭一の第1回分の表中

「収入

主たる寄附
(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円

その他の寄附 108件 660,000

その他の収入 10,000,000

今回計 10,660,000

前回計 0

総計 10,660,000 円

「収入

主たる寄附

(氏名・団体名) (職業) (寄附額)
円

国民新党 政党 6,000,000

その他の寄附 108件 660,000

その他の収入 4,000,000

今回計 10,660,000

前回計 0

総計 10,660,000 円に訂正する。

正

誤

経営支援課

発行年月日 平成六・二・二四 第二五九五号	発行番号	区分	ページ	段	行	誤	正
公告	六	上	一六	小原金哉	小笠原金哉		

(発行所・発行人) 青森市長島一丁目一番一号 青森県

(印刷所・販売人) 青森市第一問屋町二丁目番七七号 東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭